

令和3年12月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和3年12月17日（金） 午後1時29分～午後2時49分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 報第1号 富士宮市立小中学校学校医の委嘱について

第4 議第37号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

第5 市議会11月定例会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・第4回静東教育事務所管内市町教育委員会教育長会の報告

はじめに、第4回静東教育事務所管内市町教育委員会教育長会の報告です。静東教育事務所管内の人事異動方針として、新しい時代の魅力ある学校づくり、人材育成に重点を置いて今年は行うという説明がありました。

具体的には他地区、他校種との交流です。富士宮市の場合には、他校種として特別支援学校の教頭が大宮小に配属されていますが、今回、2年が経ちますので戻る形になります。現在、副校長の登用試験を受けていますけれども、引き続いて大宮小学校に次の交流を行ってほしいという話がありますので、積極的に進めていきたいと思っています。

次に、小中連携を推進する管理職の意図的配置ということで、小学校を経験した校長を中学校に、中学校を経験した校長を小学校に配置します。それぞれの学校を退職する校長もおりますので、これについては、東部全体で調整を意図的に図っていくということでした。

それから、ICT教育を推進するための人材育成、それから事務職の学校経営の参画意欲を高めるための意図的配置、こちらについては、市の教育委員会というよりも、静東教育事務所管内の事務職員について、県で配置を考えているということでした。

また、静岡県立の夜間中学校を令和5年度に開設します。静岡県で1校、本校と分校がありますけれども、全県を1地区として、どこの地区からもその学校に行けるということで、磐田市の天平のまちの3階に夜間中学校の本校を開設するということでした。

また、東部については、静岡県立三島長陵高等学校の6階に分校を開設するために、今準備を進めているとのことでした。

基本的には、静岡式の35人学級編制を採用するということと、授業料及び教科書代は無償で、

教材費については実費を払うという形で進んでいるということで、一般の中学生とほぼ同じ形になるのではないかと思います。

・その他報告事項

その他として市内小中学校の新型コロナウイルスの、インフルエンザの感染状況ですけれども、インフルエンザについては今のところまだ報告がありません。現在の風邪症状の児童生徒数についても、比較的落ち着いた状態で進んでいます。

また、他市の学校でクラスターが発生しましたので、いま一度、感染症対策を徹底する機会と捉えて、教育委員会としてその対応を各学校に指導していきたいと考えています。

第3 報第1号 富士宮市立小中学校学校医の委嘱について

(教育長)

「日程第3、報第1号 富士宮市立小中学校学校医の委嘱について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校教育課)

報第1号 富士宮市立小中学校学校医の委嘱について説明いたします。

学校医等の委嘱につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦者に対して、学校長からの内示に基づいて教育委員会が委嘱しております。今回7つの委嘱校について、担当していた医師が病院を閉院し、併せて富士宮市医師会を退会したため、12月1日から新たに1人委嘱することとなりました。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、報第1号は報告済みとします。

第4 議第37号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について

(教育長)

次に、「日程第4、議第37号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

それでは、議第37号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する

報告書、令和2年度実施事業対象につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づくものであり、去る11月定例会での協議結果を受けまして、最終的な報告書として取りまとめたものでございます。

本報告書は、本定例会において議決された後、市議会に提出し、来年1月から市のホームページに掲載するとともに、公共施設、図書館や出張所、公民館等になりますけれども、そちらでの閲覧に供することを予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第37号について採決します。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

第5 市議会11月定例会の報告

(教育長)

次に、「日程第5、市議会11月定例会の報告」に移りますが、事前に資料をお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。

質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

今回、学校給食について、多く取り上げられていたのですけれども、3点教えていただきたいことがあります。

基本的に学校では、生徒が登校してくることを望んでいるため、不登校の児童生徒の給食を止めることなく用意すべきところだと思うのですけれども、長期にわたって不登校となっている場合の給食をどのように扱っているのでしょうか。

また、それに関わる給食費の未納があるのかということ。

もう一つ、青少年相談センターへ通級している児童生徒について、通級することが決まった時点で給食を止めることができるのかということをお聞きしたいと思います。

(学校教育課)

不登校児童生徒への給食費の対応についてですけれども、基本は在籍しているので給食は止めないということにはなりますが、長期に及ぶような場合につきましては、必ず御家庭のほうに確認をさせていただきます。保護者の方の中には、いつ学校に行ってもいいように給食を止めないでくださいという方もおりますし、反対に当面行けそうもないので止めてくださいという方もいます。その状況を聞き取りながら給食止めをするのか、そのまま継続するのかということで続けていきます。

継続した場合には、当然給食費をお支払いしていただくということになりますが、それに関しての未納はありません。そこの最初の確認をしっかりしていないと、後から支払いについてトラブルが生じる可能性がありますので、そういうことがないように学校は連絡を取るようになっています。それから、3点目の青少年相談センターへの通級について、これも同様で、学校にしばらく来ないというような状況で保護者の方から要望があれば止めさせていただくということになります。

(教育長)

ほかにありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、以上で質問を終わりにします。